十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　銘柄毎の基準利回は、平成二十九年六月二十日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回り（平成二十九年六月二十日午前九時以前に訂正された場合には、訂正後の当該単利利回り）とする。

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日　平成二十九年六月二十二日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（二十年）（第百四十二回）	一・八％	平成四十四年十二月二十日	二百七億円
利付国庫債券（二十年）（第百四十六回）	一・七％	平成四十五年九月二十日	十億円
利付国庫債券（二十年）（第百四十七回）	一・六％	平成四十五年十二月二十日	五十億円
利付国庫債券（二十年）（第百五十一回）	一・二％	平成四十六年十二月二十日	九十八億円
利付国庫債券（三十年）（第二十六回）	二・四％	平成四十九年三月二十日	七十五億円
利付国庫債券（三十年）（第二十七回）	二・五％	平成四十九年九月二十日	五十億円
利付国庫債券（三十年）（第二十八回）	二・五％	平成五十年三月二十日	二十億円
利付国庫債券（三十年）（第三十回）	二・三％	平成五十一年三月二十日	三億円
利付国庫債券（三十年）（第三十一回）	二・二％	平成五十一年九月二十日	五億円
利付国庫債券（三十年）（第三十三回）	二・〇％	平成五十二年九月二十日	二百六十四億円
利付国庫債券（三十年）（第三十四回）	二・二％	平成五十三年三月二十日	百三十九億円
利付国庫債券（三十年）（第三十五回）	二・〇％	平成五十三年九月二十日	六百六十八億円
利付国庫債券（三十年）（第三十六回）	二・〇％	平成五十四年三月二十日	千五百二十二億円
利付国庫債券（三十年）（第三十七回）	一・九％	平成五十四年九月二十日	七百五十九億円
利付国庫債券（三十年）（第三十八回）	一・八％	平成五十五年三月二十日	三百六十一億円
利付国庫債券（三十年）（第三十九回）	一・九％	平成五十五年六月二十日	百七十一億円
利付国庫債券（三十年）（第四十回）	一・八％	平成五十五年九月二十日	百億円
利付国庫債券（三十年）（第四十一回）	一・七％	平成五十五年十二月二十日	十億円
利付国庫債券（三十年）（第四十二回）	一・七％	平成五十六年三月二十日	六十四億円
利付国庫債券（三十年）（第四十三回）	一・七％	平成五十六年六月二十日	十六億円
利付国庫債券（三十年）（第四十四回）	一・七％	平成五十六年九月二十日	六十億円
利付国庫債券（三十年）（第四十五回）	一・五％	平成五十六年十二月二十日	十億円
利付国庫債券（三十年）（第四十六回）	一・五％	平成五十七年三月二十日	三十五億円
利付国庫債券（三十年）（第五十回）	〇・八％	平成五十八年三月二十日	百九十二億円
利付国庫債券（三十年）（第五十二回）	〇・五％	平成五十八年九月二十日	九十五億円
利付国庫債券（四十年）（第八回）	一・四％	平成六十七年三月二十日	五億円

○財務省告示第二百号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十九年六月二十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年七月六日　　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第三百二十五回、第三百二十六回、第三百二十八回、第三百三十回及び第三百四十三回）、利付国庫債券（二十年）（第五十八回、第五十九回、第六十回、第六十一回、第八十五回、第八十七回、第九十一回、第九十七回、第九十九回、第百回、第百三回、第百四回、第百五回、第百六回、第百八回、第百三十三回、第百三十六回及び第百三十七回）及び利付国庫債券（三十年）（第七回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

五　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

六　発行額　額面金額で五千四百七十九億円

内訳（別表のとおり）